

只木ゼミ前期第1問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

- 5 1. 弁護側レジュメ 2 頁 26 行目からの記述において「作為義務をその機能から法益保護義務と危険管理義務とに二分し」とあるが、弁護側の定義する作為義務の機能とは何か。また、「法益保護義務と危険管理義務とに二分」するのは何故か。
- 10 2. 弁護側レジュメ 3 頁 11 行目からの記述で、「A の容態が急変した地点から最も近い E 大学病院に運び込んだ場合の救命可能性は 75%であり、救命の可能性が非常に高くほぼ救命できたとはいえ、A 死亡という結果の防止は、合理的な疑いを超える程度に確実であったとは認められない。よって、救命可能性が 75%では因果関係は認められない。」としているが、このとき延命可能性を考慮していないのは何故か。
- 15 3. 弁護レジュメ 3 頁 20 行目で実行の着手について論じているが、2 頁 19~20 行目において不真正不作為犯の実行行為性が認められる場合を「期待された作為につき①作為義務及び②その作為義務の違反が認められる場合」としている以上、実行の着手という言葉を用いて、作為義務の有無の認定をすることはできないのではないか。ここでの実行の着手概念とは何か。
- 20 4. 弁護側は、弁護レジュメ 3 頁 11~14 行目で述べられている、作為義務における救命可能性と、弁護レジュメ 3 頁 26~31 行目に述べられている、因果関係における救命可能性を同一のものであると捉えているのか。

以上